

岐阜県防犯優良マンション認定制度に関する説明書

平成 年 月 日

下記の防犯優良マンションについて、岐阜県防犯優良マンション認定事業規程に基づき、次のとおり説明します（説明を受けました）ので、十分理解されるようお願いいたします（理解しました）。

現に認定を受けている者

所在地 _____
企業名等 _____
代表者 _____ 印

新たに被認定者になろうとする者

所在地 _____
企業名等 _____
代表者 _____ 印

マンション名	
所在地	
認定年月日番号	

記

- 1 岐阜県防犯優良マンション認定事業は、犯罪等に遭わないことを保証する制度ではなく、「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」に基づき、犯罪等の防止に配慮した構造、設備等を有する共同住宅の普及を促進し、安全・安心なまちづくり活動の推進を図るものであること。（第3条関係）
- 2 防犯優良マンションに係る防犯設備等が適切に維持管理されるよう努めるものとする。
- 3 マンション管理組合理約等に定める、居住者による防犯活動が自主的に推進されるように努めること。
- 4 防犯優良マンションに関する調査に協力すること。
- 5 防犯活動に関して可能な範囲で協力すること。
- 6 防犯優良マンションの機能変更等について速やかにその旨を届け出すこと。
- 7 防犯優良マンション認定規定、認定基準を居住者に十分説明すること。
- 8 警察官の立寄りに対する協力を行うこと。（以上第15条関係）
- 9 防犯優良マンションの認定取消し決定がなされた場合は、これに従うこと。（第22条関係）